

# 豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和元年10月10日 9時00分  
2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室  
3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 6号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について

議案第 7号 空き家に付随した農地の指定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名

出席 10名

欠席 2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畠中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	欠	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 湯越 恵子

小木戸 幸江

## 開会の宣言

事務局　只今から令和元年10月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長　　9時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は2番青木一巳委員と、3番畠中安生委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議長　　議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局　今月の農地法第3条の許可申請は9件でございます。9件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1を、議案書をもとに朗読」全9件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長　　議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

### 通り番1

10番委員発言　通り番1と2について一緒に説明したいと思います。通り番1について、場所は塔田にある落池の東80mにある農地です。譲渡人の[REDACTED]は高齢で耕作管理が出来ないので隣接地を耕作している譲受人[REDACTED]に売買するものです。

通り番2について、場所は荒堀のファッショセンタしまむらの裏の農地です。譲渡人[REDACTED]は北九州市に在住で、耕作管理ができないので譲受人[REDACTED]に贈与するものです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長　　議案第1号の通り番1と2について、委員の説明が終わりました。委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長　　何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

### 通り番3

3番委員発言　通り番3について説明いたします。

通り番3について、譲渡人[REDACTED]は北九州市に在住で、耕作管理が出来ないので譲受人[REDACTED]に売買するものです。場所は豊前病院の駐車場の北側の農地です。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長　　議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

9番委員発言 通り番4と5について説明いたします。

通り番4について、譲渡人 [REDACTED] の所有する農地は空き家バンクに付随した農地の指定を受けています。今回 [REDACTED] の空き家と農地を譲受人 [REDACTED] が購入し、畑として利用するものです。場所は空き家から徒歩で2分程度かかる西側の農地です。

通り番5について、場所は大西の御所前池に隣接する農地です。譲渡人 [REDACTED] が高齢で耕作管理が出来ないので、譲受人 [REDACTED] に贈与するものです。間違ひありません。宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番4と5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありますか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番6について、地元委員の説明をお願いします。

通り番6

2番委員発言 通り番6から9について説明いたします。

通り番6について、譲渡人 [REDACTED] は長崎県に在住で耕作管理が出来ないので、現在耕作している譲受人 [REDACTED] に売買するものです。場所は合河公民館の北側の農地です。

通り番7について、譲渡人 [REDACTED] が耕作管理が出来ないので現在耕作している譲受人の [REDACTED] に贈与するものです。場所は [REDACTED] の自宅の前の畑です。

通り番8について、譲渡人 [REDACTED] は東京都八王子市に在住です。農地の耕作管理が出来ないので、現在耕作している譲受人 [REDACTED] に贈与するものです。

通り番9について、譲渡人 [REDACTED] と [REDACTED] の所有する農地は空き家バンクに付随した農地の指定を受けています。譲受人 [REDACTED] が空き家とセットで購入し、畑として利用するものです。

場所は購入する空き家に隣接した農地です。以上4件特に問題も無く、間違ひありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番6から9について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から9は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から9について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

3番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は豊前インターチェンジの出入口より300m以内の農地です。申請人 [REDACTED] の自宅の前の農地で、庭と車庫、倉庫として利用するとのことです。間違いありません。よろしくご審議お願いいたします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

9番委員 申請農地は農業用の倉庫ではないのですね。

局長 そうです。申請地は高速道路出入口より300m以内の第3種農地で転用が可能な場所です。[REDACTED] の亡くなった夫が転用許可を取らずに造成しており、追認処理で始末書を添付しています。今回行政指導もしております。

議長 転用ですので、農地から外れます。税金も上がりますし、農地のしづらもなくなります。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

「議案第3号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 許可申請の通り番1と2について、説明いたします。

通り番1について、場所は豊前郵便局の西側300mの農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲り受けた人が購入し、敷地を拡張して自宅の配水管を設置するものです。[REDACTED] は空き家を購入しましたが、配水管が [REDACTED] の農地の中にあるため、今回転用許可を申請をしたものです。申請地は都市計画用途地域であるため、特に問題はないものと思われます。

通り番2について、場所は青豊高校の東側の農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲り受けた人が購入し自己住宅を建築するものです。申請地も都市計画用途地域であるため特に問題はないものと思います。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番1と2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

10番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、貸付人 [REDACTED] の農地を借受人 [REDACTED] が使用貸借で個人のアトリエを建築するものです。[REDACTED] と [REDACTED] は [REDACTED] 関係にあります。場所は千束中学校の体育館から100m付近の農地です。都市計画用途地域であるため、特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

3番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、譲渡人 [REDACTED] 所有の農地を譲り受けた人が購入し、敷地を拡張し駐車場として利用するものです。以前は竹が茂っており所有者も困っているところでした。転用については特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

9番委員 転用場所はどこですか。

3番委員 申請地はゆめマートの北東100m付近の農地です。細長い農地で、農地の形状は細長く竹藪だった場所です。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から4について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第5号 農用地利用集積計画作成申出書に対する意見の決定について、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第5号について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号については原案通り可決いたします。

議長 議案第6号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第6号農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、原案通り可決し

てよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、意見決定について、除外分については除外相当と認め、錯誤による農用地からの除外については異議なしとして豊前市に進達いたします。

議長 議案第7号 空き家バンクに付随した農地の指定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案7号の空き家バンクに付随した農地の指定については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第7号については原案通り可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって10月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言  
9時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和元年10月16日

議長 松本充己



2番委員

青木一巳



3番委員

畠中安生



卷之三

卷之四

卷之五